

1 計画策定の経緯

時 期	会議の開催	そ の 他
令和3年 4月		各課事業計画調査
6月	食育推進会議（第1回） ・事業の進捗について ・アンケート調査票案検討	
8月		アンケート調査の実施（一般用） 各課事業実施状況調査
9月		アンケート調査の実施（小中学生用）
10月	食育推進会議（第2回） ・アンケート結果報告 ・計画の骨子案について	
12月	食育推進会議（第3回） ・第3次西尾市食育推進計画の評価 ・計画案検討	
令和4年 1月	食育推進会議（第4回） ・計画案検討	パブリックコメントの実施
2月		
3月	食育推進会議（第5回） ・計画案検討	

2 パブリックコメントの結果

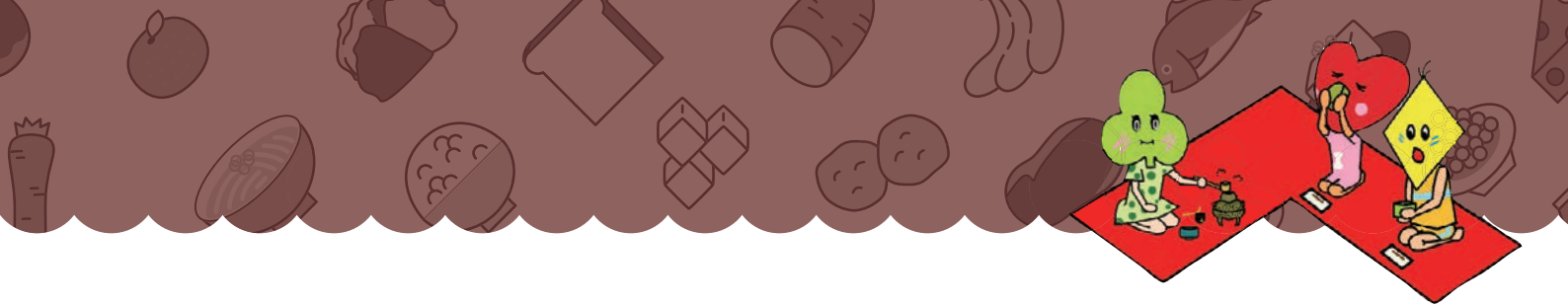
実施期間 令和4年1月26日（水）～令和4年2月24日（木）

実施方法 西尾市ホームページ・広報誌で意見募集

資料閲覧：市役所（農水振興課、行政情報コーナー）、一色・吉良・幡豆の各支所、
佐久島出張所、各ふれあいセンター（幡豆ふれあいセンターを除く）、幡
豆公民館

意見提出 直接、郵送、FAX、Eメール

意見件数 0件



3 西尾市食育推進会議規則

令和2年3月26日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市食育推進会議（以下「推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

- (1) 食育推進に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 食育推進に係る施策実施の推進に関すること。
- (3) 食育推進の取組の評価に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、西尾市食育推進計画の期間とする。

(会長)

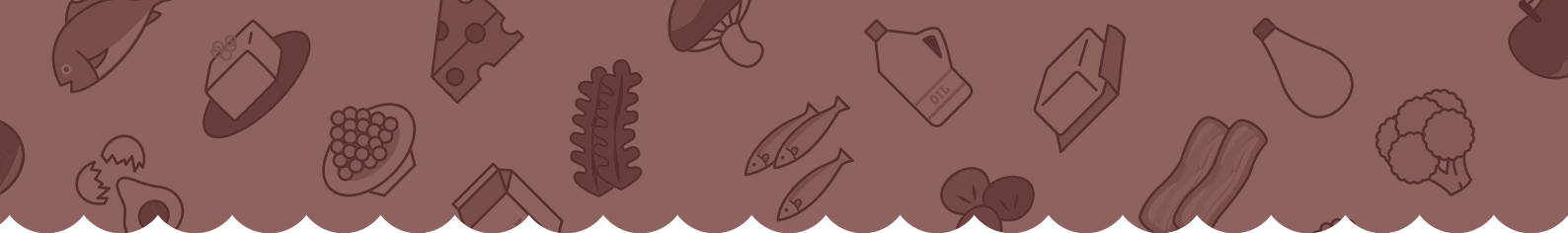
第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議及び会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

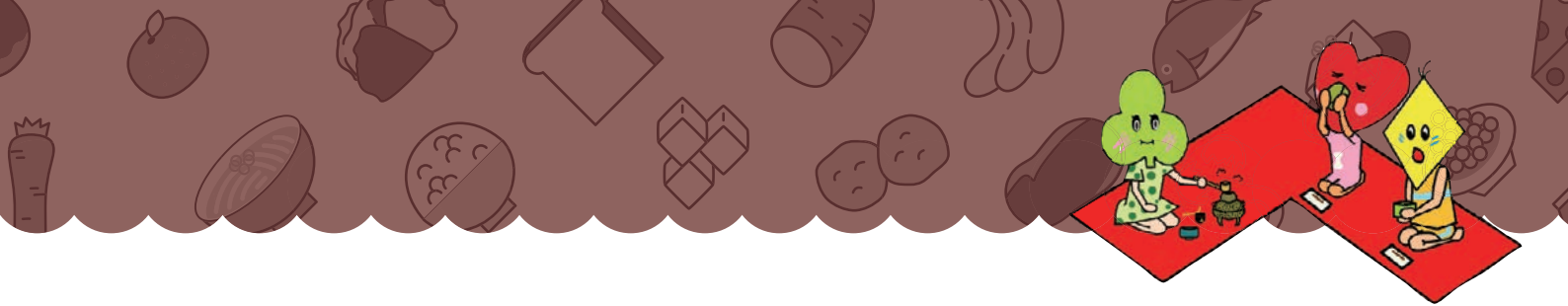
第8条 推進会議の庶務は、産業部農水振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



4 西尾市食育推進会議委員

令和3年5月現在

	区 分	所 属	委員氏名
1	有 識 者	愛知みずほ短期大学客員教授	上 原 正 子
2	保 健 関 係 者	西尾保健所代表	角 田 玉 青
3	保 健 関 係 者	西尾保健所管内栄養士会代表	榎 本 泰 典
4	保 健 関 係 者	西尾市食生活改善クラブ代表	菊 地 裕 子
5	保育園・幼稚園関係者	保育園父母の会代表	伊 藤 沙矢香
6	保育園・幼稚園関係者	幼稚園PTA代表	大 山 裕 子
7	小 中 学 校 関 係 者	小中学校PTA代表	波 切 進太郎
8	小 中 学 校 関 係 者	小中学校校長会代表	村 松 千 里
9	農 林 水 産 業 関 係 者	西三河農業協同組合代表	太 田 知 宏
10	農 林 水 産 業 関 係 者	JA西三河女性部代表	朝 岡 佐知子
11	農 林 水 産 業 関 係 者	農村生活アドバイザー協会西尾市代表	鈴 木 ゆかり
12	農 林 水 産 業 関 係 者	西三河漁業協同組合代表	華 尾 英 幸
13	農 林 水 産 業 関 係 者	一色うなぎ漁業協同組合代表	鈴 木 健 太
14	商 工 観 光 関 係 者	西尾市観光協会食部会代表	都 築 貴 弘
15	公 募	西尾市食育推進会議公募委員	伊 藤 直 子

任期：平成29年5月から令和4年3月